

特定動物の飼養又は保管の方法の細目

平成18年 1 月20日環境省告示第22号
最終改正：平成26年 1 月21日環境省告示第10号

(用語)

第1条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(許可を受けていることを明らかにするための措置)

第2条 規則第20条第3号に規定する環境大臣が定める措置は、特定動物の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

一 哺乳綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するマイクロチップ（以下「規格マイクロチップ」という。）の埋込みを行い、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、飼養又は保管を開始した日から30日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から30日以内とし、飼養又は保管を開始した日から30日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ 入れ墨等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第3条第4号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ 許可の申請の際既に飼養又は保管をしている特定動物に、既に国際標準化機構が定めた規格11784号又は11785号に適合しないマイクロチップ（以下「規格外マイクロチップ」という。）が埋め込まれている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に

係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ハ 特定動物の種類ごとに別表第4欄に定める幼齢若しくは小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

(1) 標識の掲出状況を撮影した写真

(2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあっては、その事実を証する獣医師が発行した証明書

ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ホ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ヘ 逸走等をした場合にあってはその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

二 鳥綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、又は、脚部に識別番号を付けた脚環を装着し、当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真を添付し、飼養又は保管を開始した日から30日以内（ハに該当する場合にあつては幼齢の期間が終了した日から30日以内とし、飼養又は保管を開始した日から30日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出る。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

イ 翼帯等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第3条第4号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格マイクロチップが埋め込まれている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ハ 特定動物の種類ごとに別表第4欄に定める幼齢の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、これらの特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

（1） 標識の掲出状況を撮影した写真

（2） 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書

ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ホ 学校教育法第92条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ヘ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

三 爬虫綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内（飼養又は保管を開始した日から30日以内に

当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。
）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ 許可の申請の際既に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込まれている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から30日以内に都道府県知事に届け出の場合

ロ 特定動物の種類ごとに別表第4欄に定める小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出の場合

(1) 標識の掲出状況を撮影した写真

(2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあっては、その事実を証する獣医師が発行した証明書

ハ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出の場合

ニ 学校教育法第92条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出の場合

ホ 逸走等をした場合にあっては、その所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受

けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出の場合

ヘ 専ら食用に供するための飼養又は保管である等、マイクロチップによる識別措置を講じることにより、飼養又は保管の目的を達することに支障が生じるおそれがあると都道府県知事が認める場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出の場合

ト ロに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出の場合

2 前項の規定により都道府県知事に届け出た識別措置の内容を変更した場合にあっては、変更の日から30日以内に従前の識別措置の内容と現在の識別措置の内容の対照関係について明らかにした届出書を都道府県知事に提出すること。ただし、当該特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合であって、以下の各号に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

一 飼養又は保管に係る特定動物について、個体ごとの識別措置の内容を記載した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

二 毎年、法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けた日に応ずる日（以下単に「許可日」という。応ずる日がない場合にあっては、その前日とする。）の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る識別措置の変更に係る情報を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

（その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目）

第3条 規則第20条第4号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次

に掲げるとおりとする。

一 特定飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 動物の逸走を防止するため、特定飼養施設の状況について1週間に1回以上点検を行うこと。

ロ 屋外に設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管する場合にあっては、雪、風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、1日1回以上点検を行うこと。

ハ イ及びロに規定する点検の結果において、異常を認めたときは、速やかに補修その他の必要な措置を講じること。

ニ 水槽型施設等の設置に当たっては、当該施設の開口部が閉じた状態であっても、外部から特定動物の状態を確認できる位置に設置すること。

二 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成18年1月環境省告示第21号）第1条第3号に規定する移動用施設への収容、獣医師が治療のために必要があるとして診断書により認めた行為その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

イ 特定飼養施設の外で飼養又は保管をする間、取扱者が立ち会うとともに、十分な強度を有する首輪、引綱等を用いた特定動物の係留等の適切な逸走防止措置を講じていること。ただし、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第1により届け出ている場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が、1時間未満（特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第1により届け出ている場合は、目的の達成に必要とされる最低限の時間内）であること。

三 第三者が容易に特定動物に接触しないよう措置を講じるとともに、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を、特定飼養施設又はその周辺に掲

出すること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物の飼養又は保管をする場合であって、かつ、観覧者等の安全が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

四 輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から30日以内に規則第20条第3号の識別措置に係る情報と併せて様式第2により都道府県知事に届け出ること。ただし、当該特定動物を試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用又は畜産の用に供する場合又は展示を目的とした飼養若しくは保管をする場合であって、次に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

イ 飼養又は保管をする特定動物について次に掲げる情報を記載した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

(1) 個体ごとの飼養又は保管の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(2) 飼養又は保管をした特定動物の識別措置の内容

ロ 毎年、法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けた日に応ずる日の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

(1) 特定動物の種類

(2) 当該期間に飼養又は保管をした特定動物の総数、当該期間に増減した特定動物の数及びその年の許可日の前日において飼養又は保管をしている特定動物の数

(3) イの(1)及び(2)に掲げる事項

五 みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、その繁殖を制限するため、雌雄を区分した管理、生殖を不能にする手術その他の適切な措置を講じること。

別表（第2条関係）

科 名	種 名	埋込み部位	幼齢又は小型の 特定動物
1 哺乳綱 (1) 霊長目			
アテリダエ科	アロウアタ属（ホエザル属）全種 アテレス属（クモザル属）全種 ブラキウテレス属（ウーリークモザル属）全種 ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種 オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー）	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
おながざる科	ケルコケプス属（マンガベイ属）全種 ケルコピテクス属（オナガザル属）全種 クロコケプス属全種 コロプス属全種 エリュトロケプス・パタス（パタスモンキー） ロフォケプス属全種 マカカ属（マカク属）全種 マンドリル属（マンドリル属）全種 ナサリス・ラルヴァトウス（テングザル） パピオ属（ヒヒ属）全種 ビリオコロプス属（アカコロプス属）全種 プレスビュティス属（リーフモンキー属）全種 プロコロプス・ヴェルス（オリーブコロプス） ピュガトリクス属（ドックモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール（メンタウエーコバナテングザル） テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒヒ） トラクキピテクス属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
てながざる科	てながざる科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
ひと科	ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ボンゴ属（オランウータン属）全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
(2) 食肉目			
いぬ科	カニス・アドゥストウス（ヨコスジジャッカル） カニス・アウレウス（キンイロジャッカル） カニス・ラトランス（コヨーテ） カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・ファミリアリス（犬）以外のもの カニス・メソメラス（セグロジャッカル） カニス・スイメンシイス（アビシニアジャッカル） クリュソキュオン・ブラキウルス（タテガミオオカミ） クオン・アルピヌス（ドール） リュカオン・ピクトゥ	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物

	ス（リカオン）		
くま科	くま科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物
ハイエナ科	ハイエナ科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物
ねこ科	アキノニュクス・ユバトウス（チーター） カラカル・カラカル（カラカル） カトプマ・テンミンキイ（アジアゴールデンキャット） フェリス・カウス（ジャングルキャット） レオパルドウス・パルダリス（オセロット） レプタイルルス・セルヴァル（サーバル） リュンクス属（オオヤマネコ属）全種 ネオフェリス・ネプロサ（ウンピョウ） パンテラ属（ヒョウ属）全種 プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス（スナドリネコ） プロフェリス・アウラタ（アフリカゴールデンキャット） プマ属（ピューマ属）全種 ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物
(3) 長鼻目			
ぞう科	ぞう科全種	尾の基部の皺壁の左側	なし
(4) 奇蹄目			
さい科	さい科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
(5) 偶蹄目			
かば科	かば科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
きりん科	ギラファ・カメロパルダリス（キリン）	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
うし科	ビソン属（バイソン属）全種 スンケルス・カフェル（アフリカスイギュウ）	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
2 鳥綱 (1) ひくいどり目			

ひくいどり科	ひくいどり科全種	くひ 額の付け根 の皮下又は 左胸筋内	ふ 孵化後2月に満 たない特定動物
(2) たか目			
コンドル科	ギュンノギュプス・カリフォルニアヌス (カリフォルニアコンドル) サルコラ ンフス・パパ(トキイロコンドル) ヴ ルトウル・グリュフス(コンドル)	額の付け根 の皮下又は 左胸筋内	孵化後2月に満 たない特定動物
たか科	アエギュビウス・モナクス(クロハゲワ シ) アクイラ・アウダクス(オナガイ ヌワシ) アクイラ・クリュサエトス(イ ヌワシ) アクイラ・ファスキアタ(ボ ネリークマタカ) アクイラ・ニパレ ンシス(ソウゲンワシ) アクイラ・ スピログステル(モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスィイ(コシ ジロイヌワシ) ギュバエトウス・バル バトウス(ヒゲワシ) ギュプス・アフ リカヌス(コシジロハゲワシ) ギュプ ス・ルエペルリイ(マダラハゲワシ) ハリアエトウス・アルピキルラ(オジ ロワシ)ハリアエトウス・レウコケ ファルス(ハクトウワシ)ハリアエト ウス・ペラギクス(オオワシ)ハリ アエトウス・ヴォキフェル(サンショ クウミワシ)ハルピア・ハルピュヤ(オ ウギワシ)バルビュオプシス・ノ ヴァエグイネアエ(パプアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンシス(ヒメ オウギワシ)ニサエトウス・ニパレ ンシス(クマタカ)ビテコファガ・イ エフェリュイ(フィリピンワシ)ボレ マエトウス・ベルリコス(ゴマバラワ シ)ステファノアエトウス・コロナト ウス(カンムリクマタカ)トルゴス・ トラケリオトス(ミミヒダハゲワシ)	額の付け根 の皮下又は 左胸筋内	孵化後2月に満 たない特定動物
3 爬虫綱 (1) かめ目			
かみつしがめ 科	かみつしがめ科全種	左後肢皮下	甲長が15センチ メートルに満 たない特定動物
(2) とかげ目			
どくとかげ科	どくとかげ科全種	そ 左鼠径部	全長が30センチ メートルに満 たない特定動物
おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンシス(コモド オオトカゲ)ヴァラヌス・サルヴァド リイ(ハナブトオオトカゲ)	左鼠径部	全長が30センチ メートルに満 たない特定動物
にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス(アメジ		

	ストニシキヘビ) モレリア・キングホ ルニ(オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス(インドニシキヘ ビ)ピュトン・レティクラトウス(ア ミメニシキヘビ)ピュトン・セバエ(ア フリカニシキヘビ)		
ボア科	ボア・コンストリクトル(ボアコンスト リクター)エウネクテス・ムリヌス(オ オアナコンダ)	総排せつ孔 より前の左 体側皮下	全長が50センチ メートルに満 たない特定動物
なみへび科	ディスフォリドゥス属(ブームスラング 属)全種 ラブドフィス属(ヤマカガシ 属)全種 タキュメニス属全種 テロト ルニス属(アフリカツルヘビ属)全種	総排せつ孔 より前の左 体側皮下	全長が50センチ メートルに満 たない特定動物
コブラ科	コブラ科全種	総排せつ孔 より前の左 体側皮下	全長が50センチ メートルに満 たない特定動物
くさりへび科	くさりへび科全種	総排せつ孔 より前の左 体側皮下	全長が50センチ メートルに満 たない特定動物
(3) わに目			
アリゲーター 科	アリゲーター科全種	左前方後頭 部皮下	全長が30センチ メートルに満 たない特定動物
クロコダイル 科	クロコダイル科全種	左前方後頭 部皮下	全長が30センチ メートルに満 たない特定動物
ガビアル科	ガビアル科全種	左前方後頭 部皮下	全長が30センチ メートルに満 たない特定動物

様式第 1 （第 3 条第 2 号関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定飼養施設外飼養・保管届出書

特定飼養施設外飼養保管に係る（逸走防止措置の適用除外
時間の延長）について、特定動物の飼養又は保管の
方法の細目第 3 条第 2 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許可番号			
	(2)許可年月日 (有効期間の末日)		(年 月 日 年 月 日)	
	(3)許可を受けた特定動物の種類			
	(4)許可を受けた都道府県市名			
2 目的	☐ 清掃・修繕等 ☐ 移動 ☐ 業としての展示 ☐ 移動用施設への収容 ☐ 試験研究 ☐ その他 ()			
3 理由				
4 施設外で飼養 又は保管をする 特定動物の 数				
5 施設外で飼養 又は保管をする 場所				
6 施設外で飼養 又は保管をする 時間 (期間)				
7 管理責任者	(1)氏 名			
	(2)住 所		(3)電話番号	
8 危険防止措置				
9 備考				

備考

- 「6 施設外で飼養又は保管をする時間 (期間)」欄には、特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が一時間以上である場合に記入すること。
- 「8 危険防止措置」欄には、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ず係留等の逸走防止措置を講じられない場合又は特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が一時間以上である場合の危険防止措置を記入すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 （第 3 条第 4 号関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所
電話番号

特定動物飼養・保管数増減届出書

飼養又は保管をする特定動物の数が増加・減少したので、特定動物の飼養又は保管の方法の細目第 3 条第 4 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許可年月日	年 月 日	
	(2)許可番号		
	(3)特定動物の種類		
	(4)飼養又は保管をする数		
2 飼養又は保管をする数の増減	(1)飼養・保管数の増減日	年 月 日	
	(2)増減の別	☐ 増加 ☐ 減少	
	(3)増減前の飼養・保管数		
	(4)増減した数		
3 理由	(1)増加	☐ 輸入 ☐ 譲受け ☐ 引受け ☐ 繁殖 ☐ その他 ()	
	(2)減少	☐ 譲渡し ☐ 引渡し ☐ 死亡 ☐ 殺処分 ☐ その他 ()	
4 識別措置の内容	(1)識別措置の種類	☐ マイクロチップ ☐ 脚環 ☐ 入れ墨、翼帯等 ☐ 標識の掲出 ☐ その他 ()	
	(2)特定動物に係る情報（必要に応じて別紙に記載すること。）	性別	☐ 雄 ☐ 雌 ☐ 不明 ☐ その他
		外見上の特徴	
		識別番号	
5 備考			

備考

- 1 「4 (2)特定動物に係る情報」欄には、特定動物の識別情報（性別、外見上の特徴及びマイクロチップ又は脚環等の識別番号）を記入すること。数が多い場合は別紙に記載し添付すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。